

# 北大クラーク水泳会会則

制定 令和2年9月10日

## (名称)

第1条 本団体（以下「本サークル」という。）は、「北大クラーク水泳会」と称する。

## (所在地)

第2条 本サークルの所在地は、代表者の居住住所地をもってその所在地とする。

## (目的)

第3条 本サークルは水泳を通じて、北海道における学生相互の親睦、及び教養・健康の推進を図り、技術の向上に資することを目的とする。

## (活動)

第4条 本サークルは前条の目的達成のために次の活動を行う。

1. 通常練習
2. 水泳大会等への参加
3. 水泳に関する、他大学学生及び他団体との交流
4. その他、本サークルの目的を達成するために必要な活動

## (組織構成)

第5条 本サークルは、北海道の大学生・専門学生および大学院生を構成員（以下「会員」という。）として組織する。

## (役員)

第6条 本サークルには、代表、副代表及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

第7条 上記役員の任期は原則就任の時から1年間とする。任期満了の時ににおいて、1ヶ月前までに自らの意思により役員会に対して辞任の意思を表示しない場合には、重任することができる。この場合の任期も向こう1年とする。なお、後任の役員が決まらない場合は、後任の役員が決まるまで、権利義務を有するものとする。

## (役員の兼務)

第8条 役員は兼務を可能とする。ただし、兼務は2役職までとする。

#### (役員を選出)

第9条 第6条に定める代表の後任者は、立候補者の中から役員会における多数決により指名し、本人の就任承諾及び会員の過半数の賛成をもって、決定する。

第10条 第6条に定める代表以外の役員の後任者は、次期代表が指名し、本人の就任承諾及び会員の3分の1以上の賛成をもって、決定する。

第11条 上記の方法で役員が決定しない場合、会員による推薦者を対象に選挙を行い、本人の承諾及び投票者の多数決により決定する。

第12条 第6条に定める役員が欠けた時は、原則代表が兼務する。なお、代表が欠けた時は、後任者が決まるまでの間、副代表がその任務を行う。ただし必要があれば、早急に役員会を行い、臨時の役員を決定する。

#### (役員解任)

第13条 以下の場合には任期中であっても役員を解任することができる。

1. 該当する役員が心身等の故障により任務継続が不可能となった場合
2. 該当する役員が本サークルから退会せざるを得ないとき
3. 会員より不信任案が提出され、会員の3分の2以上の賛成があったとき
4. 該当する役員から辞退の申告があった場合

#### (役割)

第14条

1. 代表は本サークルを代表しサークル活動を統括する。企画やイベントの設定および会員との連絡を行う。天候不順や人数不足などによる企画の中止に関しては、代表の権限で行えるものとする。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けた時は、代表に代わって、本サークルを代表し、本サークルの活動を統括する。
3. 会計は、本サークルの活動で生じた金銭等の財産を管理する。

#### (会計)

第15条 会員は活動のために、別に定める会費を毎月納めるものとする。

第16条 会員は新歓活動のために、別に定める新歓費を年に1度納めるものとする。代表は15日までに本サークルに周知し、その時点で本サークルに在籍している会員は支払いの義務が生じる。

第17条 特別な事情によりサークル活動が制限される会員については、代表および副代表および会計が認めた場合に限り会費の減額が可能である。

第18条 会費を3か月以上滞納している会員、または退会前および退会時に発生した料金を完済していない元会員が、支払いの意思を示さず、かつ役員からの問い合わせに2週間

以上応じない場合、本人は罰金として3万円をサークルに支払う義務を負うものとする。  
また、その回収にかかるすべての費用は、該当者が負担するものとする。

第19条 会計年度は原則、役員交代から1年間とする。

(加入要件)

第20条 本サークルの会員は、下記の要件のすべてを満たした者で、代表及び副代表が承認した者とする。

1. 大学生・専門学生および大学院生
2. 本サークル規約に同意し入会届を提出した者

(休会)

第21条 会員は原則前月15日までに申請し、かつ代表および副代表および会計が以下のいずれかの要件を満たすと認めた場合、期限付きで通常の会費を納めず休会することができる。

1. 実習やインターン等、学業上の理由で長期間遠隔地に滞在する場合
2. その他、代表および副代表および会計が認める場合

第22条 休会する会員は、休会前にその期限を定め、復会後の6か月以上を通常料金にて在籍することを確約したものとする。ただし、大学の卒業・中退等による退会は可能である。

第23条 休会中の会員は別に定める休会料金を納めるものとする。また、ビジター料金での練習参加も可能である。

(退会)

第24条 会員は、前月15日までに代表へ申告することにより任意で退会することができる。ただし、第22条に該当する場合を除く。

第25条 以下の要件に該当する会員は卒業生の権利を有し、会費の減額が認められる。本サークルを卒業する月の6か月前以降から代表に申請をし、卒業生の権利を獲得できる。前月15日までに本サークルを卒業する月を確約することで翌月から卒業生の扱いとなる。

1. 学士・専門士・高度専門士いずれかの最終年でかつ申請時点で2年以上本サークルに所属している会員
2. 大学院に所属する者でかつ申請時点で2年以上本サークルに所属している会員
3. その他、代表および副代表および会計が認めた場合

(強制退会)

第26条 代表および副代表が以下の要件に該当すると認めた場合、会員本人の意思に関係なく退会させることができる。

1. 第18条に抵触する場合
2. サークルの運営に支障をきたす行為を行った場合
3. 公序良俗に反する行為を行った場合
4. 宗教や教派、宗派および教団に関する活動を行った場合
5. 会員および役員が当該会員の会員資格の自動更新を認めない場合
6. その他、上記に相当する行為を行った場合

第27条 第22条に定める在籍期間中に強制退会となった場合、本人は在籍期間終了まで毎月、会費と同額の料金を支払うものとする。

(ビジター参加)

第28条 本サークルは会員の他に、別に定めるビジター料金にて、代表及び副代表が承認した者の練習への参加を受け付ける。

(大会へのエントリー)

第29条 全ての大会への出場は、会員であることを条件とする。

第30条 会員は原則北海道学生水泳記録会に参加しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第31条 本サークルでは、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、会員の個人情報の保護に万全を尽くします。また、個人情報の管理は一括して代表が行い、一部会員の情報をサークル内で共有します。

(個人情報の収集)

第32条 本サークルでは、以下の場合に必要な範囲で個人情報を収集することがあります。

1. 本サークルへの会員登録
2. 本サークルへのお問合せ
3. その他サークルの運営に必要な場合

(個人情報の利用目的)

第33条 本サークルでは、取得した個人情報を第三者に開示または提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

1. 会員本人からの同意がある場合
2. 警察からの要請など官公署からの要請の場合
3. 法律の適用を受ける場合

(免責規定)

第34条 本サークル及び本サークルの会員（代表及びその他の役員を含む。）は、サークル活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各会員の自己責任とする。

（解散）

第35条 本サークルは、次の事由により解散するものとする。

1. 会員が2人を下回ったとき。
2. 会員全員が合意したとき。

（会則の変更）

第36条

1. 本会則は、会員の過半数の同意をもって、改訂することができる。
2. 本会則の改定は、会員の3分の1以上又は役員の発議によるものとする。

附則

1. 本会則の施行日

本会則は、令和2年9月10日から施行する。

2. 規約改定

2020年9月25日（ビジター参加および大会へのエントリーの項目の追加）

2021年5月27日（休会の項目および退会の項目の変更）

2021年8月4日（休会の項目の変更）

2023年2月12日（会計、休会、退会、強制退会の項目の変更）

2023年10月7日（会計、休会の項目の変更、退会、大会へのエントリーの項目の追加）